

2022年10月5日

株式会社 ルーフタイルグループジャパン



不燃大臣認定番号NE-0020の取り消しについて

弊社製品の一部におきまして、使用しておりました大臣認定番号NE-0020申請時におきまして申請内容の一部に誤記があった事が判明した為、国土交通省と協議を行いました。そして、2022年9月16日にNE-0020を校正した内容の大臣認定番号NE-0020-1を改めて追加で取得することとなり、従来大臣認定番号NE-0020は取り消されることとなりました。また、既に取得済みの大臣認定番号NE-0049-1は現在弊社NZ工場で製造している全製品に適用できる番号ですので、今後はNE-0049-1にて製品を出荷させていただきます。

また、販売・納品済みの対象製品につきましては、防火性能上問題なく、引き続き安心してご使用いただけますと共に、お客様におかれましては、追加の届出や対応などは一切不要です。

但し、現在大臣認定番号NE-0020を使用して建築確認申請中のお客様は弊社大臣認定番号NE-0049-1に変更が必要になります。お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

この点についてご不明な点等ございましたら、弊社営業または下記のお客様お問合せ番号までご連絡ください。

記

1. 対象製品について

対象製品は以下の製品です。

「コロナ」「ミラノ」「セネター」「オベロン(一部)」「エコル」「かわらS」  
「かわらS II」「Tルーフクラシック」「Tルーフモダン」

2. お問い合わせ先

本件に関するお問合せ窓口を設置致しました。以下の連絡先にて受付致します。

株式会社 ルーフタイルグループジャパン 『本件お客様相談窓口』 Tel : 03-3264-8701

受付時間 10:00 ~ 12:00 , 13:00 ~ 17:00 (土・日・祝祭日、GW・夏期・年末年始休業を除く)

以上



# 認定書

国住参建第 2462 号  
令和 4 年 9 月 29 日

株式会社ルーフトイルグループジャパン  
代表取締役 尾崎 宏彦 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号並びに同法施行令第 108 条の 2 第一号及び第二号（不燃材料（外部の仕上げに用いる場合に限る。））の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
NE-0049-1
2. 認定をした構造方法等の名称  
石砂・アクリル樹脂系塗装／両面アクリル樹脂系塗装／熔融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。